

監査時に指摘が多い項目（法人運営）

①	内容
指摘項目	理事会の招集通知について
指摘内容	1 理事長選定の理事会の招集通知は、評議員会において新たに選任された役員全員に対して行うこと。なお、新役員選任後1週間以内に理事長選定の理事会を開催する場合には、招集通知の省略が必要のため、事前に新役員全員の同意を得ること。 2 理事会招集通知は理事会開催日の1週間前（中7日間）に行うこと。また、理事会の招集通知を省略する場合は、理事及び監事の全員の同意を得ること。
根拠法令	[社会福祉法第45条の14第9項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-6-（1）-1]

②	内容
指摘項目	役員報酬規程について
指摘内容	1 役員等の報酬等の支給基準に関する規程について、次の内容を規定し、評議員会で決議すること。 （1）勤務形態に応じた報酬等の区分（常勤、非常勤別に定めること） （2）支給の方法（支給の時期や支給の手段） ※金額の算定方法を法人として説明できるようにしておくこと。 2 役員報酬の支給について、定款又は役員等報酬規程どおりに支給すること。
根拠法令	[社会福祉法第45条の35第1項、第2項、3項] [社会福祉法施行規則第2条の42] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-8-（2）-1、Ⅰ-8-（3）-1]

③	内容
指摘項目	監事の選任に関する議案について
指摘内容	理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得ること。 ※監事が2名の場合、2名からの同意が必要。
根拠法令	[社会福祉法第43条第3項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-5-（2）-1]

④	内容
指摘項目	登記について
指摘内容	1 資産総額の変更登記は、毎会計年度終了後3か月以内に行うこと。 ※定時評議員会で、計算書類の承認後に、登記をすること。 2 次の変更があった場合は、2週間以内（※）に登記をすること。 （1）理事長（重任の場合でも必要） ※起算日：就任日から （2）事業目的（追加・削除） ※起算日：変更日から
根拠法令	[社会福祉法第29条] [組合等登記令第3条第1項、3項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅢ-4-（4）-3]

監査時に指摘が多い項目（法人運営）

⑤	内容
指摘項目	理事会決議事項について
指摘内容	理事会において決議を要する事項について、決議事項として審議すること。内容は次のとおり。 1 評議員選任・解任委員の選任 2 評議員選任・解任委員会の開催 3 役員報酬規程の改正 4 事業報告
根拠法令	[社会福祉法第45条の14第4項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-6-（1）-2]

⑥	内容
指摘項目	理事会議事録について
指摘内容	1 理事会議事録は、議事の経過の要領及びその結果について正確に記載すること。 2 理事会議事録の署名は定款に定める方法により行うこと。 3 決議省略の理事会議事録については、法に規定する事項（理事会の決議があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名）を記載すること。 4 理事会議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くこと。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の14第6項、第45条の15第1項] [社会福祉法施行規則 第2条の17第2項、第3項、第4項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-6-（2）-1]

⑦	内容
指摘項目	評議員会議事録について
指摘内容	1 評議員会議事録については、議事録作成に係る職務を行った者の名前を記載すること。 2 評議員会議事録を作成し、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置くこと。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の11第1項、第2項] [社会福祉法施行規則 第2条の15第2項、第3項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-3-（2）-3]

⑧	内容
指摘項目	評議員会の招集通知について
指摘内容	1 評議員会招集通知は評議員会開催日の1週間前（中7日間）に行うこと。また、評議員会の招集通知を省略する場合は、評議員全員の同意を得ること。 2 評議員会の招集通知は、理事会決議をもって行うこと。なお、理事会決議日から1週間以内に評議員会を開催する場合には、招集通知の省略が必要なため、事前に評議員全員の同意を得ること。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の9第10項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第181条、第182条、第183条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドラインⅠ-3-（2）-1]

監査時に指摘が多い項目（法人運営）

⑨	内容
指摘項目	評議員会の招集について
指摘内容	評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時・場所・議題・議案を定めること。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の9第10項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第181条第1項] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン Ⅰ-3-（2）-1]

⑩	内容
指摘項目	理事会について
指摘内容	理事会は、日程調整を行い、理事・監事全員が出席できるようにすること。また、日程調整が困難な場合は、人選等も含めて検討すること。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の18第3項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第101条第1項] 社会福祉法人の認可について 社援第2618号 別紙1 社会福祉法人審査基準 第3-1-（3）] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン Ⅰ-4-（3）-1、Ⅰ-5-（3）-1]

⑪	内容
指摘項目	同意書について
指摘内容	1 決議省略の理事会については、理事全員の同意書を徴すること。 2 決議省略の評議員会については、評議員全員の同意書を徴すること。
根拠法令	[社会福祉法 第45条の9第10項、第45条の14第9項] [一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第96条、第194条第1項、第195条] [社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について 社援発0427第1号（別添）社会福祉法人指導監査実施要綱（別紙）指導監査ガイドライン Ⅰ-3-（2）-2、Ⅰ-6-（1）-2]